

【学生フォーラム】

## 環境問題 リサイクル法

愛知産業大学 中根崇博

現在は、モノが大量に消費される一方、大量に廃棄される時代である。このまま廃棄物が大量に廃棄されれば、処分場での処理がしきれなくなる。この問題を改善するためには廃棄物をそのまま「ごみ」として扱うのではなく、再利用やリサイクルができれば「資源」として扱うことである。そのためには、ひとりひとりがリサイクルに協力することである。そうすれば、「循環型社会」を形成することができる。

### 1.循環型社会形成推進基本法

生産者がモノを生産し、消費者がモノを使用し使い終われば廃棄する。しかし、この後の問題はモノが廃棄された後である。

実際に、循環型社会形成推進基本法がある。この法律に罰則規定はなく2000年6月2日に公布・施行された。目的は、天然資源（地球資源）の使用削減と廃棄物の削減、拡大生産者責任、廃棄物処理の優先順位化の3つである。

#### (1) 廃棄物処理の優先順位化

##### a) 発生抑制

生産者はモノにどんな材質でできているかを明確にしておけば、消費者は分別排出しやすくなり、将来、リサイクルされて再資源を利用できる。

##### b) 再利用

発生抑制の段階で廃棄物が排出された場合、使用できるモノは使用する。また、使用できないモノは再生利用を行う。

##### c) 再生利用

再利用できない場合に捨てるのではなくリサイクルを行う。

##### d) 熱回収

リサイクル処理を行う途中で排出される余熱を回収する。

##### e) 適正処分

再利用も再生利用ができない場合の最終手段である。また、指定された廃棄物処理場へ廃棄する。

#### (2) 拡大生産者責任

生産者は、モノを製造することが役割である。しかし、拡大生産者責任からただ単に製造するだけではなく、その後の廃棄物処理を考慮してモノをリサイクルのしやすい材質を用いる。

### 2.容器包装リサイクル法と資源有効利用促進法

容器包装リサイクル法はリサイクルがされるまでの処理方法を明確にしたものである。一方、資源有効利用促進法は、分別排出を容易にするために識別表示マークを義務付けた法律である。この両法の協力で容器包装リサイクルが成り立っている。

### (1) 資源有効利用促進法

この法律は「資源の有効な利用の促進に関する法律」として2001年に施行された。また、容器包装リサイクル法のサポート役を果たしている。それは、消費者の分別排出の手助けをする大きな役割を持っている。また、識別表示マークの表示方法も規定されている。

#### a) 表示方法

箱は6mm以上で、プラスチックは刻印かシールで8mm以上のサイズが必要である。

#### b) 多重容器包装の識別表示

多重容器包装とは、カップラーメン等の外装以外に中身の部品等を包装した包装方法のことである。その場合は、容器か蓋に一括表示をすることができる。

### (2) 容器包装リサイクル法

1995年に「容器包装に係わる分別収集及び再商品化の促進に関する法律」として制定した。そして、1997年ではガラス瓶、ペットボトルを対象に施行され、2000年にはプラスチック製容器包装と紙製容器包装の対象で完全施行となった。

#### a) 生産者

生産者はモノを製造する際、廃棄物を資源として有効利用するために、消費者が分別排出のしやすい材質でつくる。また、資源有効利用促進法に基づき、識別表示マークの義務付けを行う。

#### b) 消費者

消費者は廃棄物を資源として分別排出を行う。識別表示マークに基づいて排出を行い資源ごみの回収へ協力をする。

#### c) 市町村

市町村は、消費者から排出されたゴミを回収し資源ゴミとして、リサイクル業者へと運搬する。

#### d) 事業者

事業者とはリサイクル業者のことであり、役割は市町村から回収された資源ごみを再商品化することである。そして、再資源化されたモノを生産者が使用する。

### 3.循環型社会の必要性

モノが豊富にある分、大量に廃棄される。そして、廃棄物を資源として扱わずに廃棄してしまえば、処理場がパンク状態になる。これを防ぐためには再利用、再生利用により、使い終わった後でも再び資源として有効利用していけば、廃棄物が資源化され繰り返し利用されるのだから、廃棄物が削減される。

また、循環型社会を明確にするために循環型社会形成推進基本法を制定・施行した。さらに、この基本法を基に様々なリサイクル法が施行された。リサイクルの方法を法律化にすることにより、リサイクル手順が明らかになった。

循環型社会がある理由は、廃棄物を資源とすることにより、天然資源の使用や廃棄物の削減ができるので必要なのである。

#### 参考文献

- 1) 井熊均：『企業のための環境問題[第二版]』、東洋経済新報社、2003年1月2日発行
- 2) 社団法人日本容器包装リサイクル協会：『識別マークの表示方法』  
<http://www.jcpra.or.jp/dscr/index.html>